

令和7年度豊明市介護支援専門員研修受講支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護施設・事業所等が行う介護人材の確保及び質の向上を図ることを目的として、市内の介護保険サービス事業所で就労する介護支援専門員の資格取得及び資格維持に必要な研修の受講費用を助成する介護サービス事業等を実施する事業者（以下「補助事業者」という。）に対して、予算の範囲内で交付する補助金の交付に関し、豊明市補助金等交付規則（昭和48年豊明市規則第34号。以下「規則」という。）に定めるものほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「研修」とは、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）に基づき介護支援専門員等の資格取得及び有効期間の更新に必要な研修として次の各号に掲げる研修をいう。

- (1) 法第69条の2第1項に規定する介護支援専門員実務研修
- (2) 法第69条の7第2項に規定する介護支援専門員証の交付を受けようとする者に対して介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）第113条の16の規定により行う介護支援専門員再研修
- (3) 法第69条の8第2項に規定する介護支援専門員更新研修（以下「介護支援専門員更新研修」という。）
- (4) 法第69条の8第2項ただし書きに規定する、現に介護支援専門員の業務に従事している者に対し、介護支援専門員更新研修の課程に相当するものとして都道府県知事が施行規則に基づき指定する介護支援専門員現任研修
- (5) 施行規則第140条の68第1項第1号に規定する主任介護支援専門員研修
- (6) 施行規則第140条の68第1項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修

(補助事業者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号に掲げるサービス等のいずれか1つ以上を行う介護サービス事業所を市内に有している事業者とする。

- (1) 法第8条第1項に規定する居宅サービス
- (2) 法第8条第14項に規定する地域密着型サービス
- (3) 法第8条第24項に規定する居宅介護支援
- (4) 法第8条第26項に規定する施設サービス
- (5) 法第8条の2第1項に規定する介護予防サービス
- (6) 法第8条の2第12項に規定する地域密着型介護予防サービス
- (7) 法第8条の2第16項に規定する介護予防支援

(補助対象事業及び補助対象経費)

第4条 補助対象事業及び補助対象経費は、別表のとおりとする。

2 当該事業に対し、他の同種の補助金等の交付を受けている場合は、補助金の交付対象としないものとする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、別表の第1欄に定める事業（以下「事業」という。）において、別表の第2欄の定める基準額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した第3欄に定める対象経費の実支出額の合計額のうち、いずれか低い額とする。この場合において、その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする補助事業者は、規則第4条の補助金等交付申請書に次に掲げる書類を添えて、指定する期日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 申請額内訳書（様式第1号）
- (2) 受講予定者名簿（様式第2号）
- (3) 受講する研修の実施日及び受講料を確認できる書類
- (4) 雇用証明書等の研修受講者が市内の事業所で勤務していることを証する書類
- (5) 誓約書
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付決定)

第7条 市長は、前条の規定により補助金の交付申請があったときは、その内容を審査し、適當と認められるときは、規則第6条に規定する補助金等交付決定通知書により通知するものとする。

(交付の条件)

第8条 規則第5条第2項の規定により付する補助金の交付の条件は、次のとおりとする。

- (1) 事業の内容を変更（軽微な変更を除く。）する場合には、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。
- (2) 事業を中止し、又は廃止（一部の中止又は廃止を含む。）する場合は、市長の承認を受けなければならない。
- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) 補助対象事業者は研修終了後、研修受講者を市内の介護施設・事業所に6か月以上継続雇用しなければならない（当該介護支援専門員の死亡等やむを得ない理由による退職した場合を除く。）。
- (5) 事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、速やかに市長に報告しなければならない。なお、市長に報告があった場合は、当該仕入控除税額の全部又は一部を市に納付させることができる。
- (6) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならぬ。
- (7) 補助事業者が前各号により付した条件に違反した場合には、市長はこの補助金の全部又は一部を市に納付させることができる。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、規則第10条に規定する補助事業等実績報告書に次の書類を添えて、補助事業の完了の日から30日以内又は、3月31日のいず

れか早い日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 精算額内訳書（様式第3号）
- (2) 受講者名簿（様式第4号）
- (3) 研修終了証の写し
- (4) 研修の受講料の支払いを証する書類の写し（補助事業者による支払いであることを確認できるものに限る。）
- (5) 前4号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類（補助金額の確定）

第10条 市長は、前条の規定により補助事業等実績報告書の提出を受けた場合は、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該補助事業者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第11条 市長は、前条の規定により通知した交付決定者から提出される規則第11条第1項の補助金等交付請求書に基づき、補助金を交付するものとする。

（委任）

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

別表（第4条、第5条関係）

1 事業	2 基準額	3 対象経費	4 補助率
介護支援専門員研修受講支援事業（令和7年4月11日付け7高福第48号愛知県福祉局長通知の「介護支援専門員研修受講支援事業実施要綱」に基づき実施する事業）	介護施設・事業所が負担する介護支援専門員の研修受講料の3／8	介護施設・事業所が負担する、従業者である介護支援専門員及び主任介護支援専門員の資格取得又は資格更新のための研修を受講させるために負担した受講料（受講料以外の費用（資料及び旅費等）は対象外） ※愛知県内で実施する研修に限る	10／10